



## 取引等の記録の作成・保存が必要です。

✓ **対象品目の確認** (米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)

- もみ、玄米、精米、砕米、種もみ、ふるい下米
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- ご飯、炊き込みごはん、おにぎり等の米飯類
- もち、だんご、米菓 等

✓ **伝票等についての確認事項**

〔 実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録を作成・保存したことになります。〕

✓ **伝票の内容の確認**

- 品名 (通常用いている名称)
- 産地(注) (「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- 数量 (通常用いている単位)
- 年月日 (搬出した日 [困難な場合は、受発注日等])
- 取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- 搬出した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)
- 用途 (用途が限定されている場合、その用途)



! 生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、  
伝票等を保存していなかった場合には… 罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。



## 事業者間の産地情報の伝達(注)が必要です。



産地の  
記載



産地の  
記載

伝票等: 書面、電子媒体のいずれでも可能です。  
また、納品書に限らず、仕様書、規格書等  
(これらの組み合わせを含む。)でも可能です。

! 出荷先の事業者が正しく産地を記録し、消費者にまで正しく産地を伝達出来るよう、  
事業者間で産地情報を伝達していなかった場合には… 罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。



## 一般消費者への産地情報の伝達(注)が必要です。



商品の包装に  
産地を記載



一般消費者販売用の容器・包装に入れた  
米穀については、食品表示法の食品表示  
基準に従って産地を記載

! 出荷先の事業者が正しく産地を記録し、消費者にまで正しく産地を伝達出来るよう、  
一般消費者へ産地情報を伝達していなかった場合には… 勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった  
場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

### (注) 産地の記録・記載・伝達の注意点

- ①「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。
- ②原材料に占める割合の重量の多い順に記載。
- ③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地

の記載は不要。

- ⑤食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、食品表示法に従い、これまで通り表示をしてください。

お問い合わせ先

北海道農政事務所

TEL : 011-330-8814

東北農政局

TEL : 022-221-6323

関東農政局

TEL : 048-740-0090

北陸農政局

TEL : 076-232-4113

東海農政局

TEL : 052-223-4611

近畿農政局

TEL : 075-366-4052

中国四国農政局

TEL : 086-224-9409

九州農政局

TEL : 096-211-9353

内閣府沖縄総合事務局

TEL : 098-866-1672

農林水産省消費・安全局

TEL : 03-6744-0488

● 農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL [https://www.maff.go.jp/j/syuan/keikaku/kome\\_toresa/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syuan/keikaku/kome_toresa/index.html)

米トレーサビリティ法

検索

